

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十二号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第六条の表第六号中クを削り、ケをクとし、コからソまでをケからセまでとし、同号
タ中「くらし創造部景観・環境局自然環境課」を「くらし創造部景観・環境局景観・自
然環境課」に改め、同号中タをソとし、チからテまでをタからツまでとし、ツの次に次
のように加える。

テ 奈良県立都市公園緑化基金に係る寄附金の収納を行うこと。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。